

福島市汚水処理施設整備等長期計画

～ 概要版 ～



左 「福島わらじまつり」デザインマンホール

右 「古関裕而のまち」デザインマンホール

令和4年3月

1 計画策定の経緯

(1) 計画策定の概要

本計画は、より効率的な汚水処理施設の整備・管理運営を、適切な役割分担のもと計画的に実施するための基本となる方針を定めるものです。

(2) 計画期間

計画期間は、2021年（令和3年度）から2040年（令和22年度）までの20年とします。

- ・短期的な目標年度：2026年（令和8年度）
- ・中期的な目標年度：2030年（令和12年度）
- ・長期的な目標年度：2040年（令和22年度）

なお、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

2 汚水処理施設の現状と課題

(1) 汚水処理施設の概要・区域・課題

汚水処理施設は、「集合処理施設」と「個別処理施設」に大別されます。

本市では、主に市街化区域では公共下水道、一部の農業を振興する地域の住宅が連担する地区は農業集落排水で、その他の地区は合併処理浄化槽を組み合わせ、汚水処理施設の整備を進めています。

表1 汚水処理施設の概要・区域・課題

種別	概要	区域	課題
集合処理施設	公共下水道	主に市街化区域等の市街地	区域を全て整備するには長い時間を要することから、これまで以上に効果的かつ効率的な公共下水道の普及推進が求められています。 老朽化した施設の改築・更新などにも多くの費用がかかることから、効率的な維持管理が求められています。
	農業集落排水	農業を振興すべき地域内の農村集落（本市では小田地区・山口地区が該当）	処理施設や管渠の老朽化等による大規模な改築・更新が必要となり、維持管理費の増大が見込まれるため効率的な維持管理が求められています。
	民間開発に伴う集合処理（コミュニティプラント）	特に制限なし（本市ではしのぶ台・月の輪台が該当）	施設管理者により運営・管理を行い、関係法令に基づく適正な排水処理に努めています。
個別処理施設	合併処理浄化槽	上記以外の区域	公共下水道と同等の処理機能を有し、公共下水道に比べ早期に水洗化が可能となります。 設置者は、し尿及び雑排水の適正な処理が法により義務付けられているため、適正な維持管理が必要です。
	（単独処理浄化槽）	—	住宅が密集する市街地等において悪臭の発生や水質の悪化等が生じる恐れがあるため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。
	（汲み取り便槽）	—	単独処理浄化槽と同様の課題があることから、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

3 汚水処理施設の整備目標

汚水処理施設の整備を推進し、令和12年度末までに「汚水処理人口普及率」95%以上を達成することで、将来にわたり、公衆衛生の向上による良好な生活環境を創出するとともに、河川等の公共用水域の水質保全に資することにより健全な水循環を維持していきます。

「汚水処理人口普及率」…行政人口に占める汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）の
処理人口の割合

表2 汚水処理施設の整備目標

	令和元年度末 (基準年度)	令和8年度末 (短期目標)	令和12年度末 (中期目標)	令和22年度末 (長期目標)
汚水処理人口普及率	87.2%	92.2%	95.3%	100.0%

4 計画期間における汚水処理施設の整備方針

(1) 公共下水道

- ・公共下水道事業については、現行の事業認可区域内での整備を基本とします。それ以外の区域については、公共下水道以外の汚水処理施設の設置等を促進します。
- ・整備においては、市民のニーズや既存の合併処理浄化槽整備状況等を踏まえ、整備効果の高い区域について優先的に整備するとともに、効率的な事業執行に努めます。
- ・公共下水道への接続推進を図りながら、適正な維持管理の推進や効率的な施設の改築・更新を行います。
 - 短期的目標：人口密度が高い区域などの地域特性を考慮しながら整備を進めます。
 - 中・長期的目標：公共下水道への早期接続などが見込まれる区域を見極めながら整備を進めます。
ストックマネジメント計画に基づき、効率的な管理と持続可能な汚水処理の運営を行います。

(2) 農業集落排水

- ・当面はもっとも効果的な管理・運営に努め、公共下水道へ統合を行うのか引き続き単独での管理運営を行うのか、早期に検討を行います。
 - 短期的目標：施設の点検・調査に基づくストックマネジメントの導入検討や、公共下水道へ統合を行うのか引き続き単独の管理運営を行うのか、関係機関と協議を行います。
 - 中・長期的目標：ストックマネジメントの導入により、必要な機能を持続させ効率的な管理と持続可能な汚水処理の運営を行います。

(3) 浄化槽及び汲み取り便槽

- ・事業認可区域以外に既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽について、合併処理浄化槽への更なる転換を促進します。
- ・事業認可区域外の市街化区域において、新たに「合併処理浄化槽整備重点地区」を設け、当該地区における補助制度の拡充を検討し、年間の整備基数を更に約100基増やすことを目指すと同時に、適正な維持管理を促します。
 - 短期的目標：事業認可区域以外の住宅が密集する市街化区域について、新たに重点地区を設け整備を促進します。
 - 中・長期的目標：区域の人口動向を踏まえ、認可区域以外の市内全域において整備を促進します。

(4) 民間開発による集合処理施設（コミュニティプラント）

- ・施設管理者と水質等必要な情報を共有し、法令にのっとり将来にわたり安定した水質管理の確保につながるよう、連携しながら適切に対応してまいります。
 - 短・中・長期的目標：施設管理者等と連携しながら、将来にわたり適切な排水管理の維持に努めます。

5 長期計画の進捗等に関する事項

概ね5年ごとのPDCAサイクルによる各施策の進行管理を行います。なお、汚水処理施設を取り巻く社会情勢の変化や技術革新などにより、必要に応じて計画の改定や見直しを行います。

福島市汚水処理施設整備等方針図

